



登録番号	235
登録日	平成26年5月1日

名称	ソフトマックス株式会社
代表者職名・氏名	代表取締役 野村 俊郎
所在地	〒892-0846 鹿児島市加治屋町12-11
電話	099-226-1222
ホームページアドレス	http://www.s-max.co.jp/
業種	情報通信業
業務概要	医療情報システムの開発、販売、保守
行動計画期間	令和2年4月1日 ~ 令和5年3月31日
行動計画の主な内容	<p>目標1) 子の看護休暇、短時間勤務等育児休業制度について、制度に対する認識の向上と理解を深めることによって、利用しやすい職場環境を醸成する。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月～ ①社内電子掲示板等を利用した制度の周知・啓蒙の実施 ②全従業員に対する定期的な社内メール配信による啓発 <p>目標2) 育児休業者の円滑な職場復帰を支援するため、職場内での対応整備、方策検討を行う。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月～ ①職場復帰に対する緩やかな業務復帰プログラムの検討及び運用・実施 ②復帰後の能力の維持・向上の支援及び本人の意欲向上を図る措置の検討 <p>目標3) 仕事と育児を含む家庭生活の両立をより可能とし、個人生活を一層充実させるため、効率的な仕事の進め方・メリハリのある働き方・自律的な働き方を推進する。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月～ ①個人にあった多様な就業形態、有給休暇取得促進措置の検討・実施 ②固定的な性別役割分担意識の是正、ハラスメント防止のための措置実施
こんな両立支援に取り組んでいます	<p>■特別休暇 子女の出生の時、申出により3日の休暇を取得することができる。</p> <p>■勤務時間短縮制度 3歳に満たない子を養育する場合、申出により所定労働時間を短縮することができる。</p>

■ 所定外労働の免除

3歳に満たない子を養育する場合、申し出により所定外労働を免除することができる

■ 子の看護休暇制度

小学校就学前の子を養育する場合、申出により1人の時は5日、2人以上の時は10日の休暇を取得できる。(半日単位で取得することができる。)